

障がい年金をご存じですか？

障がい年金をあきらめていませんか？

障がい年金は、国民年金・厚生年金の公的年金の一つで、病気、けが、障がいによって働けないときや、日常生活が困難になった人を支援する制度です。よく身体障害者手帳と混同される人がいますが、身体障害者手帳が税の減免やいろいろな優遇措置を受けられるのに対して、障がい年金は、年金という現金給付がなされます。

また、身体障害者手帳が行政により与えられるものであるのに対して、障がい年金は国民保険・厚生年金に加入して、保険料を払ってきた対価として当然請求できる権利です。国の福祉ではありません。

例えば、生命保険の医療特約に加入している場合、入院すると当然保険金を請求できます。これと同じように考えてよいと思います

～ほとんどの傷病が対象です。もらえないと言われた。

あきらめる前にご相談ください～

足を切断したり、視力を失ったり、体の機能が失われた場合、支給されるイメージがありますが、日常生活や働くことに支障がでるようになった人が対象です。

◇ 原則65歳未満が対象ですが、65歳以後の申請でも、年金がもらえる場合があります。

◇ 労災保険の補償をお受けの方も、障害厚生年金は申請により受給できます。

◇ 国民年金の免除手続きをしている方も、もらえます。

○うつ病・高次機能障害・脳梗塞・脳血栓症の後遺症 ○腎不全症状、透析

○心不全症状、人工弁装着 ○てんかん ○関節リュウマチ

○人工関節、人工膝関節を挿入置換 ○糖尿病とその合併症

○若年性アルツハイマー ○緑内障、白内障 他

何でも ご相談下さい お待ちしています。

障害年金の「困った、わからない」まずは無料相談を！

特定社会保険労務士 道沖りえ ☎0826-52-3555



年金・労働無料相談会

安芸高田市市民文化センター研修室 301

平成31年 1月19日(土) 2月16日(土) 3月9日(土)

14時～15時45分